

○ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）	〔条を加える。〕
<p>第十四条の二 法第三十四条第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>（心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者）</p> <p>第八十二条の十七 法第八十九条の十三第一項第四号イに規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、精神の機能の障害のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p>	<p>第十四条の二 法第三十四条第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>〔条を加える。〕</p>
第八十二条の十八 「略」	第八十二条の十七 「同上」

第八十二条の十九 「略」

第八十二条の十八 「同上」

第八十二条の二十 「略」

第八十二条の十九 「同上」

(労働金庫代理業の許可の審査)

第一百二十五条 金融庁長官等及び厚生労働大臣は、法第八十九条の三

第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十
二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事
項に配慮するものとする。

〔一～三 略〕

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ 精神の機能の障害により労働金庫代理業を適正に行うに當た
つて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行なうことができな
い者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令
上これと同様に取り扱われている者

〔ハ～チ 略〕

五 申請者が法人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

〔イ・ロ 略〕

ハ 役員のうちに精神の機能の障害のため労働金庫代理業に係る

職務を適正に執行するに當たつて必要な認知、判断及び意思疎
通を行なうことができない者のある者

二 役員のうちに前号ロからチまでのいずれかに該当する者のあ

(労働金庫代理業の許可の審査)

第一百二十五条 「同上」

四 〔一～三 同上〕

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同
様に取り扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取
り扱われている者

〔ハ～チ 同上〕

五 〔イ・ロ 同上〕

〔号の細分を加える。〕

ハ 役員のうちに前号イからチまでのいずれかに該当する者のあ

る者

〔六・七 略〕

(心身の故障のため労働金庫電子決済等代行業に係る職務を適正に執行することができない者等)

第一百五十二条の二の五の二 銀行法第五十二条の六十一の五第一項第二号口(1)に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害のため労働金庫電子決済等代行業に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

2 銀行法第五十二条の六十一の五第一項第三号口に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により労働金庫電子決済等代行業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(指定申請書の添付書類)

第一百五十二条の二の二十一 「略」

(指定申請書の添付書類)
第一百五十二条の二の二十一 「同上」

2 銀行法第五十二条の六十三第二項第六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 第八十二条の十九第一項第二号の規定により全ての金庫に対し交付し、又は送付した業務規程等
〔二・三 略〕

る者

〔六・七 同上〕

〔条を加える。〕

一 第八十二条の十八第一項第二号の規定により全ての金庫に対し交付し、又は送付した業務規程等
〔二・三 同上〕

3 銀行法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

〔一〇四 略〕

五 役員が法第八十九条の十三第一項第四号口に該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号口に該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

3 「同上」

〔一〇四 同上〕

五 役員が法第八十九条の十三第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

〔六〇九 同上〕

〔六〇九 略〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。